

保険料の納付方法

普通徴収

保険料は、年金天引き(以下「特別徴収」という)で納付する人を除き、毎年4月から翌年3月末日までの1年分を、7月(第1期)から翌年3月(第9期)までの年9回の納期で納付していただきます。

平成26年度普通徴収の納期

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	7月 31日	9月 1日	9月 30日	10月 31日	12月 1日	12月 25日	2月 2日	3月 2日	3月 31日

※各期の納期限は、各月の末日(12月は25日)ですが、末日が土・日曜日、祝・休日の場合は、その翌日が納期限となります。

特別徴収

次の全ての条件に当てはまる人は、保険料を年金から差し引いて納めていただくこととなります。

- 世帯主が国保の被保険者
- 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、保険料と介護保険料を合わせた1回当たりの徴収額が、年金1回当たりの支給額の2分の1を超えない ※2分の1を超える場合には介護保険料のみが年金から徴収されます。
- 世帯内の国保の被保険者全員が65～74歳

平成26年度特別徴収の納期

◆以前から特別徴収で保険料を納めている人

	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

◆今年度から新たに特別徴収で保険料を納める人

普通徴収で納付				特別徴収で納付			
	第1期	第2期	第3期				
納期限	7月 31日	9月 1日	9月 30日	徴収月	10月	12月	2月

特別徴収の人が口座振替を希望するときは

特別徴収を開始する月の3カ月前の月末までに申出書を提出してください。

申し出には、印鑑、納入通知書または国民健康保険被保険者証(以下「保険証」という)のほか、新規に口座振替を依頼する場合は、「津州市税等口座振替依頼書」の依頼者保管用の写し(事前に金融機関で口座振替手続きが必要)も併せて必要となります。

保険料の軽減

所得の合算額が一定額以下の世帯は、医療分、後期高齢者支援分および介護分の被保険者均等割額と世帯別平等割額の合算額について軽減します。

軽減割合	被保険者世帯にかかる所得合算額
7割	33万円以下
5割	33万円+24.5万円×被保険者数 以下
2割	33万円+45万円×被保険者数 以下

※所得割額は軽減となりません。

※軽減の判定は、前年中の所得により行いますので、所得の申告がされている人は特に手続きは必要ありません。

国民健康保険のための所得申告

国保加入者で、市・県民税の申告または所得税の確定申告をしていないと思われる人に、「平成26年度(平成25年分)国民健康保険所得申告書」を送付しました。収入の有無にかかわらず、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)に直接または郵送で提出してください。提出しないと、適正な保険料の軽減などの措置や医療給付が受けられないことがあります。

新しい高齢受給者証の送付

国保に加入している70歳～74歳の人には、8月以降に利用できる高齢受給者証を7月下旬に世帯主宛てに送付します。病院などにかかる際には、保険証と高齢受給者証を一緒に提示してください。なお、新たに70歳になる人は70歳の誕生日の翌月1日から該当します(ただし、誕生日が月の初日である場合はその月からとなります)。高齢受給者証は、該当月の前月に世帯主宛てに送付します。

納付には便利な口座振替を

日頃忙しい人や、うっかり納め忘れてしまいがちな人のために、簡単で便利な口座振替をお勧めします。手続きは、市内に支店のある金融機関やゆうちょ銀行で簡単にできますので、保険証または納入通知書と通帳、通帳印(届出印)を持参の上、お申し込みください。

なお、申し込んだ月の翌月末の納期分から口座振替を開始します。